

## HACCP 自主点検票（一般食品）について

### 1. 本票の位置付け

本票は、食品等事業者が、HACCP（ハサップ：Hazard Analysis Critical Control Point）<sup>(※)</sup> による衛生管理の導入に取り組む際に使用する自主点検票及びチェックリストとして作成したものです。

本票の各項目及び用語は、国際標準となっている HACCP に従ったものであり、本票を使用し、チェックすることにより、事業者における衛生管理の状況について HACCP への適応状況を自主的に確認することができます。

施設内全ての製品について一斉に導入が困難な場合は、製品（群）ごとなど、部分的に取り組むことができるところから進めることもできます。

### 2. 本票の使用方法

HACCP 自主点検票（一般食品）（別添 1 - 1）は HACCP を構成する 12 手順を簡単に説明したものです。手順 1 から 5（背景灰色）は危害要因分析のための準備作業に当たります。HACCP 自主点検チェックリスト（一般食品）（別添 1 - 2）に HACCP の手順に沿って確認すべき、詳細項目を記載しています。チェックリストの各項目で達成した項目のチェック欄に印を入れ、手順番号の項目ごと全てに印を入れた場合は、手順番号右端の評価の欄に○を、一部のみに印を入れた場合は△を、印を入れなかった場合は×を記入してください。その○△×を HACCP 自主点検票（一般食品）に記入してください。

### 3. HACCP 導入作業全体における注意事項

- ①各項目で作成した書類は常に確認できる状態で保管してください。
- ②HACCP を既に運用している施設において、製造工程の変更、機械の新增設や新製品の導入など、前回チェック時から何らかの変更があった場合は、チェックを最初からやり直してください。
- ③重要管理点は特に厳格に管理すべき重要な工程ですので、その決定に際しては十分に検討してください。もし最初に手順 7 まで実施しても重要管理点が特定されなかった場合、手順 6、7 に戻って危害要因分析や重要管理点の特定に問題がないか、再度確認してください。それでも重要管理点を定める必要がないと判断した場合には、その理由を具体的に記録した文書を作成して保管してください。またその場合には手順 8 から手順 11 と、手順 12 の内手順 8 から手順 11 に係る部分のチェックは不要です。

### 4. その他

HACCP 導入後（HACCP 自主点検票（一般食品）の全ての欄に○がついた後）でも本票又は別の方法を使って HACCP を検証し見直しながら継続することが重要です。

（※）国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が 1963 年に設立したコーデックス委員会において採択された、「HACCP システムとその適用のためのガイドライン」に基づいています。